新入学用品費の入学前支給申請手続きのご案内

令和６年４月にお子様が小学校に新入学される方で、就学援助の新入学用品費の前倒し支給を希望する方は、以下により申請手続きをお願いします。

１　就学援助とは

経済的な理由によって、お子様を就学させるのにお困りの方に対し、学用品費や学校給食費

などの経費の一部を援助する制度です。

　※今回の支給は就学援助費のうち、入学に必要な新入学用品費を入学前に前倒し支給するものです。学校給食費など他の費目の就学援助を希望する場合は、令和６年４月以降に就学援助申請手続きが必要となります。（５月中旬期限予定。小学校を通じてお知らせします。）

※現在生活保護を受けている方については、生活保護費から入学準備金が支給されますので、手続きの必要はありません。

２　入学前支給の対象となる方

次の（１）から（３）のすべての要件に該当する方

1. お子様が令和６年４月に小学校に入学予定の方
2. 就学援助の要件に該当する方

※世帯の収入額を審査しますので、該当にならない場合もあります。（審査後に、結果を通知でお知らせします）

1. 令和６年１月1日に花巻市に居住している方

（令和６年３月末日以前に花巻市外に転出する方を除く）

３　援助額

　新入学用品費　　５４，０６０円　（定額）

４　申請先

申請日時点で居住している地域の指定小学校

（ご不明な場合は教育委員会学務管理課へお問い合わせください）

５　申請期間

令和５年１２月７日（木）から令和６年１月１２日（金）

※土・日曜日、祝日、１２月２９日（金）から１月３日（水）の年末年始を除く

６　支給日

　令和６年３月１１日（月）　※保護者口座に振り込みます。

裏面もご覧ください。

７　申請に必要な書類等

1. 令和５年度就学援助費受給申請書兼家庭調査票
2. 就学援助口座振込申出書兼債権者登録申請書
3. 令和４年分の収入関係資料（同居者全員分）

　※令和５年度に小中学校の兄弟が就学援助認定されている方は、収入関係資料の提出は不要です。

　※同一住所で世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は、同一世帯とみなします。また、単身赴任等の事情により別居している家族についても同居とみなしますので、もれなく申告してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 給与収入のみの場合 | 令和４年分給与所得の源泉徴収票、発行されていない場合は雇用主の給与証明書の写し（令和４年中転職があった場合は、各雇用先の資料を全て添付すること。）　 |
| 農業・営業・不動産収入等がある場合 | 令和４年分確定申告書の控　又は令和５年度（令和４年分）市県民税申告書の控 |
| 児童扶養手当を受給している場合 | 最新の児童扶養手当証書の写し |
| 各種年金収入がある場合（老齢年金・遺族年金・障害年金等） | 最新の年金振込通知書の写し（障害年金を受給している場合は、障害者手帳の写しを添付すること。） |
| 失業手当を受給している場合 | 雇用保険金受給資格者証の写し　（受給時期および金額のわかる資料） |
| 令和４年中一切収入がなく、上記の資料がない場合 | 就学援助費受給申請書兼家庭調査票「２.家庭の状況」欄内「前年の総収入」にその旨記入してください。 |
| 紛失等により、収入関係資料が提出できない場合 | 令和５年１月１日に花巻市外の住所地に住民登録をしていた方については、令和５年度（令和４年分）所得課税証明書の提出が必要となります。 |

**※令和５年１月以降、家計急変等により収入が大幅に減少した場合は、令和４年中の収入と直近の収入の両方により判定を行います。就労状況等を聞き取りのうえ必要な書類をご案内しますので、該当する場合は下記へお問い合わせくださるようお願いします。**

８　その他

・世帯員の記入もれ、収入関係資料の添付もれ等がないようご注意ください。

・就学援助費受給申請書兼家庭調査票を学校へ提出した後、世帯員の増減や、転居等の異動が生じた場合は、速やかに教育委員会学務管理課へ連絡願います。

【 お問い合わせ先　】

　花巻市教育委員会事務局　学務管理課　管理係

　〒028-3163　岩手県花巻市石鳥谷町八幡第４地割161番地

　℡（0198）41-3143